

スポーツ振興くじ（第817回～第818回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第205号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成27年12月18日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東和美

- 1 スポーツ振興投票の名称
別紙1～2のとおり
- 2 スポーツ振興投票券の発売期間
別紙1～2のとおり
- 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地
 - (1) 楽天銀行株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 合致の割合の種類
別紙1～2のとおり
- 5 特定指定試合を実施する期日又は期間
別紙1～2のとおり
- 6 試合当たり投票種類数
別紙1～2のとおり
- 7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名
別紙1～2のとおり
- 8 合致の割合の算式において本センターが定める率
別紙1～2のとおり
- 9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額
別紙1～2のとおり
- 10 その他
発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第817回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成28年1月4日（月）～同年1月9日（土）
- ・ **合致の割合の種類**
開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。
 - (1) B I G（ビッグ）
 - 1等 10割
 - 2等 開催試合結果数（14）から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3等 開催試合結果数（14）から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 4等 開催試合結果数（14）から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 5等 開催試合結果数（14）から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 6等 開催試合結果数（14）から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - (2) B I G 1 0 0 0（ビッグセン）
 - 1等 10割
 - 2等 開催試合結果数（11）から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3等 開催試合結果数（11）から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 4等 開催試合結果数（11）から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - (3) m i n i B I G（ミニビッグ）
 - 1等 10割
 - 2等 開催試合結果数（9）から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3等 開催試合結果数（9）から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
平成28年1月13日（水）
- ・ **試合当たり投票種類数**
 - (1) B I G
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (2) B I G 1 0 0 0
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (3) m i n i B I G
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) B I G 1 0 0 0
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨、⑪及び⑭のサッカーチーム
 - (3) m i n i B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤、⑦、⑧、⑪及び⑭のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/13	①	アストン・ヴィラ (アストン)	クリスタル・パレス (クリスタル)
1/13	②	AFCボーンマウス (ボーンマウス)	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)
1/13	③	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)
1/13	④	スウォンジー・シティ (スウォンジ)	サンダーランド (サンダー)
1/13	⑤	ブラックバーン・ローヴァーズ (ブラバ)	クイーンズ・パーク・レンジャーズ (クイーンズ)
1/13	⑥	ブレントフォード (ブレント)	ミドルズブラ (ミドルズ)
1/13	⑦	ブリストル・シティ (ブリストル)	プレストン・ノースエンド (プレストン)
1/13	⑧	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)	チャールトン・アスレティック (チャールトン)
1/13	⑨	イプスウィッチ・タウン (イプス)	リーズ・ユナイテッド (リーズ)
1/13	⑩	ミルトン・キーンズ・ドンズFC (ミルトン)	バーンリーFC (バーンリー)
1/13	⑪	ノッティンガム・フォレスト (ノッティン)	バーミンガム・シティ (バーミン)
1/13	⑫	ロザーハム・ユナイテッド (ロザーハム)	ブライトン・アンド・ホーヴ・アルビオン (ブライトン)
1/13	⑬	シェフィールド・ウェンズデイ (シェフィールド)	ボルトン・ワンダラーズ (ボルトン)
1/13	⑭	ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ (ウルヴァー)	フラム (フラム)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) BIG

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) BIG1000

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(3) mini BIG

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) BIG

一口300円に対し、3億円(加算金のあるときにあっては、6億円)

(2) BIG1000

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)

(3) mini BIG

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第 8 1 8 回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成 2 8 年 1 月 4 日 (月) ~ 同年 1 月 1 2 日 (火)
- ・ **合致の割合の種類**
開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。
 - (1) m i n i t o t o A 組 (ミニトト エイクミ)
1 等 1 0 割
 - (2) m i n i t o t o B 組 (ミニトト ビークミ)
1 等 1 0 割
 - (3) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)
1 等 1 0 割
2 等 開催試合結果数 (6) から 1 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
平成 2 8 年 1 月 1 3 日 (水) 及び同年 1 月 1 4 日 (木)
- ・ **試合当たり投票種類数**
 - (1) m i n i t o t o A 組
1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類
 - (2) m i n i t o t o B 組
1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類
 - (3) t o t o G O A L 3
1 試合ごとに 9 0 分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点
「0 点」「1 点」「2 点」「3 点以上」の 4 種類
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) m i n i t o t o A 組
以下の対象試合のうち、試合No. ①~⑤のサッカーチーム
 - (2) m i n i t o t o B 組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥~⑩のサッカーチーム
 - (3) t o t o G O A L 3
以下の対象試合のうち、試合No. ①~③のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/13	①	アストン・ヴィラ (アストン)	クリスタル・パレス (クリスタル)
1/13	②	AFCボーンマウス (ボーンマウス)	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)
1/13	③	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)
1/14	④	リヴァプール (リヴァプール)	アーセナル (アーセナル)
1/14	⑤	トテナム・ホットスパー (トテナム)	レスター・シティ (レスター)
1/13	⑥	スウォンジー・シティ (スウォンジー)	サンダーランド (サンダー)
1/14	⑦	チェルシー (チェルシー)	ウェスト・ブロムウィッチ・アルビオン (ウェブ・ロ)
1/14	⑧	マンチェスター・シティ (マンC)	エヴァートン (エヴァートン)
1/14	⑨	サウザンプトン (サウザン)	ワトフォード (ワトフォード)
1/14	⑩	ストーク・シティ (ストーク)	ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ)

・ 合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) mini toto A組
1等 1分の1

(2) mini toto B組
1等 1分の1

(3) toto GOAL 3
1等 5分の3
2等 5分の2

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) mini toto A組
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）

(2) mini toto B組
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）

(3) toto GOAL 3
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）